

## つくば市自転車等駐車場附置義務条例施行規則

平成21年 8月19日

規則 第 3 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市自転車等駐車場附置義務条例（平成21年つくば市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の用途の範囲等)

第2条 条例第4条第2項の施設の用途の範囲は、別表ア欄に掲げる施設の用途の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に定めるとおりとする。

2 条例第4条第2項の施設面積は、別表ア欄に掲げる施設の用途の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に定めるものの床面積を合計した面積とする。

(自転車等駐車場設置の届出)

第3条 条例第11条に規定する自転車等駐車場設置者は、自転車等駐車場設置（変更）届出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して、正副2部を市長に届出なければならない。

- (1) 施設及び自転車等駐車場周辺の見取図
- (2) 施設及び自転車等駐車場の配置図
- (3) 施設の各階平面図
- (4) 自転車等駐車場の平面図
- (5) 立体式自転車等駐車場又は特殊な装置を用いる自転車等駐車場にあっては、その構造図
- (6) 施設面積算定内訳書
- (7) 附置義務台数算定調書
- (8) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する建築確認申請の14日前までに行わなければ

ならない。

（台帳の整備）

第4条 市長は、自転車等駐車場の設置状況を把握するため、自転車等駐車場設置届出台帳（様式第2号）を整備するものとする。

（身分証明書）

第5条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第3号とする。

（措置命令書）

第6条 条例第14条第2項に規定する措置命令書の様式は、様式第4号とする。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	ア	イ	ウ
	施設の用途	施設の用途の範囲	算定の範囲
1	百貨店，スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	百貨店，スーパーマーケット，ショッピングセンターその他の物品販売業を営む店舗及び食堂，レストラン，喫茶店その他これらに類する飲食店	売場，売場間の通路，ショーウィンドー，ショールーム，サービス施設，客席，待合室その他これらに類するもの
2	銀行その他の金融機関	銀行，信用金庫，労働金庫，信用協同組合，証券会社その他これらに類する金融機関	営業室，ロビー，応接室，現金自動支払機設置室その他これらに類するもの
3	遊技場その他これに類する施設	ぱちんこ屋，まあじゃん屋，ゲームセンターその他これらに類する施設	遊技室，景品交換所，ロビーその他これらに類するもの
4	学習，教養，趣味の教授を目的とする施設	学習塾，外国語会話教室，音楽教室その他これらに類する施設，専修学校及び各種学校	教室，講堂，実習室，図書室その他これらに類するもの
5	前各項に掲げる用途以外に供する施設	官公庁施設，病院，郵便局，農業協同組合，集会場，公会堂，博物館，美術館，劇場，観覧場，映画館，演芸場，カラオケボックス，ボーリング場，	待合室，応接室，会議室，診察室，集会室，展示室，客席，観覧席，運動場その他これらに類するもの

	体育館その他専ら利用者の利用に供する施設のうち市長が認めるもの	
--	---------------------------------	--

備考 床面積とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。